

監査公表第 1 1 号

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成 2 6 年 1 2 月 2 4 日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	橋	本	幸 夫
同	堂	前	一 幸

公の施設の指定管理者監査結果報告

1 監査の実施日

平成26年9月30日（火）

2 監査の対象

きらめきみなと館

指定管理者 株式会社 ジャクエツクリンテック

主管課 産業経済部商工政策課

3 監査の方法

平成25年4月1日から平成26年7月31日までに執行された公の施設の管理に係る出納その他の事務について、帳票及び帳簿等の審査を行うとともに、関係者から提出資料に基づく説明を聴取した。

4 監査の結果

今回監査を実施したところ、施設の管理に係る出納その他の事務については、事業報告書及び使用許可書、財務事務の執行等を審査した結果、おおむね適正に行われていると認められた。

ただし、次の事項については、改善等が必要と認められるので、指定管理者及び主管課においては、適正な措置等をとられたい。

（1）個人情報等の保護について

個人情報等を守るということは非常に厳しいものであり、使用するパソコンは本来厳重に管理をして稼働されるものであり、データー漏れが起きないよう情報のセキュリティを万全にしていきたい。

（2）施設の有効利用について

施設の稼働率が上がるよう努力をしていただき、空きスペースが他の利用に出来ないか検討し事業の運営をしていただきたい。

（3）施設利用者の把握について

パンフレットなどは、来場者に渡した冊数及びイベントなどは、何処からの来場者かなども把握をしていただきたい。

(4) 非常時における入場者の対応について

イベントにおいて、非常時に入場者が出入口での混雑が予想されるので、避難対応などシミュレーションも検討をしていただきたい。

(5) 施設修繕の負担について

協定書に基づき市と指定管理者との間で負担をしているが、指定管理者に無理を押しつけないよう透明性のある修繕負担をしていただきたい。

(6) 会計処理について

自主事業の収支と指定管理料の経費については、別個にして経理内容が分かるようにしていただきたい。

(7) 施設使用料の減免について

使用料の一覧表には、統一減免基準の何号を適用しているか明記をしていただきたい。

(8) 備品管理について

今後、使用しないと判断される備品については、整理又は処分をしていただくとともに、備品台帳と現物を再点検して、次の指定管理者に引き継げるよう心掛けていただきたい。